

紀の川市小企業資金利子補給要綱

平成17年11月7日

告示第134号

(目的)

第1条 この告示は、経済環境の変化に対して小企業者を育成し、もって本市商工業の活性化を図るため、別表の制度融資を受けた者に対し、その利子の一部を補給することにより、経営の安定と発展に資することを目的とする。

(利子補給対象者)

第2条 利子補給対象者は、利子補給により経営が安定し発展する小企業者(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第2項の規定による。)で、次の要件を具備しているものとする。

- (1) 市内に住所を有する者で、市内の事業所で同一事業を引き続き1年以上営むもの又は市内に本店を有する法人で、同一事業を引き続き1年以上営むもの
- (2) 紀の川市商工会及び那賀町商工会(以下「商工会」という。)の指導を受けて借り入れた別表の資金
- (3) 市税(国民健康保険税を含む。)を完納している者

(利子補給の額等)

第3条 市は、予算の範囲内において、別表の制度融資により資金の融資を受けた小企業者に対し、利子補給を行う。

- 2 利子補給率は0.5パーセント以内(最高利子補給額は3万円とし、100円未満を切り捨てる。)とする。ただし、延滞利子は、除くものとする。
- 3 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における支払利息に対し、前項の利子補給率を乗じて、約定利率で除して得た額とする。

(利子補給金の申請)

第4条 利子補給金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、小企業資金利子補給金交付申請書(様式第1号)に、毎年その年の12月末日までの融資金融機関の利子支払証明書等を添えて、翌年の2月末日までに商工会を経由し、市長に提出するものとする。

(利子補給金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、利子補給金の交付決定を行い、申請者に小企業資金利子補給金交付決定通知書(様式第2号)を商工会を経由し、通知するものとする。

(利子補給金の請求)

第6条 前条の規定により利子補給金の交付決定を受けた者は、小企業資金利子補給

金交付請求書（様式第3号）を商工会を經由し、市長に提出するものとする。

（利子補給金の返還）

第7条 市長は、利子補給金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利子補給金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）この告示の規定に違反したとき。

（2）提出書類に虚偽の記載があったとき。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年11月7日から施行する。

（適用区分）

2 この告示は、平成18年4月1日以降に申請する利子補給金から適用する。

（経過措置）

3 この告示の規定にかかわらず、平成18年3月31日までににおける利子補給金の交付については、なお合併前の粉河町小企業資金利子補給要綱（平成17年粉河町訓令第13号）、桃山町小企業資金利子補給要綱（平成14年桃山町告示第71号）又は貴志川町小企業資金利子補給要綱（平成8年貴志川町要綱第5号）の例による。

附 則（平成20年11月28日告示第127号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月14日告示第124号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第1条 第3条関係）

利子補給対象融資制度表

区分	資金名
株式会社日本政策金融公庫制度融資 株式会社商工組合中央金庫融資 商工貯蓄共済融資 和歌山県中小企業融資 民間金融機関の融資 （和歌山県信用保証協会付のみ）	事業にかかる運転資金又は設備資金

備考 融資制度から整理回収機構扱いとなった分を含む。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

(あて先) 紀の川市長

申請者住所
代表者氏名

小企業資金利子補給金交付申請書

紀の川市小企業資金利子補給金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 利子補給金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 融資金融機関の利子支払証明書
- (2) 市税(国民健康保険税を含む。)納税証明書
- (3) その他

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

紀の川市長

印

小企業資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった紀の川市小企業資金利子補給金については、次のとおり交付決定したので通知します。

交付決定額 金 円

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

(あて先) 紀の川市長

申請者住所

申請者氏名

小企業資金利子補給金交付請求書

年 月 日付け 号により交付決定通知を受けた紀の川市小
企業資金利子補給金を、次のとおり交付されたく請求します。

交付請求額 金 円